

業務の適正を確保するための体制

当会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題と位置付けるとともに、企業倫理および法令などの遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するための内部統制に関する基本方針を定めております。

内部統制基本方針

1. 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、コンプライアンス基本方針、コンプライアンス・マニュアル等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
 - (2) 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受けるほか、法令等遵守に関する重要な事項の検討・審議を行う機関としてコンプライアンス委員会を設置する。
 - (3) コンプライアンスに関して、職員がコンプライアンス主管部署に相談できる「ホットライン」並びに外部の法律事務所等に相談・情報提供できる「J A 愛媛ヘルプライン」を設置する。
 - (4) 「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
 - (5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。
2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 理事会その他の重要な会議の議事録、職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理する。
 - (2) 業務の担当部署は、理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたリスクマネジメント基本方針を制定する。
 - (2) 管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク）とオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理するとともに、これらを統合的にマネジメントする。こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、各々の役割責任を明確に定義して、実施体制を整備する。
 - (3) 種々のリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本額の範囲内に収まるよう、経営全体での統合的なリスク管理を進め、一層の高度化に取り組む。
 - (4) 大規模な災害による被災等に際し、業務の維持を図るために必要な態勢を整備する。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 事業計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。

- (2) 理事会の意思決定を効率的に行うため、理事等により構成される会議体を設置し、常例または随時の経営課題等の協議、理事会の議決事項にかかる原案の検討等を付託する。
 - (3) 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。
5. 当会およびその子会社等における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当会の業務の適正を確保するため、子会社管理規程を定める。
 - (2) 円滑なグループ運営を図るため、当会と子会社の間において協議または報告すべき事項を定め、子会社の経営・業務の執行状況等を把握し、適宜指導・助言・管理・実績検討を行う。
6. 内部監査体制
 - (1) 当会の適正な業務運営の遂行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として内部監査担当部署を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備する。
 - (2) 内部監査は、当会の全業務および子会社を対象とし、理事会が承認する監査計画に基づき実施する。
 - (3) 内部監査担当部署長は、内部監査終了後、監査報告書を取りまとめ、理事長および監事に報告し重要な事項については理事会および経営管理委員会に報告するとともに、監査の実施状況を定期的に理事会および経営管理委員会へ報告する。
 - (4) 内部監査担当部署長は、監事および会計監査人と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。
7. 監事の職務を補助すべき職員に関する事項
 - (1) 内部監査担当部署には、監事会運営に関する事務および監事の指示する事項にかかる業務に従事するための職員を配置する。
 - (2) 監事は、理事と協議のうえ、必要と認める職員等を監査の補助に当たらせることができるものとする。
 - (3) 内部監査担当部署長は、監事から特定事項について調査の依頼を受けたときは、理事長の決裁を得て、監事の指揮により調査を行う。
8. 理事および職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
 - (1) 理事は、当会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告する。
 - (2) コンプライアンス所管部署は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合またはコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を報告する。
 - (3) 内部監査担当部署長は、内部監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行う。
 - (4) 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。
9. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

 - (1) 監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席して、意見を述べるができるものとする。
 - (2) 代表理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
 - (3) 理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力する。
 - (4) その他、理事および職員は、J A 監事監査基準および監事監査規程に定めのある事項を尊重する。